

「第3期京都市民長寿すこやかプラン」(京都市高齢者保健福祉計画・
京都市介護保険事業計画)の策定について

京都市では、「第3期京都市民長寿すこやかプラン(平成18年度～20年度)」を策定しましたので、お知らせします。

このプランは、本市の高齢者施策を総合的に推進するため平成15年3月に策定致しました「第2期京都市民長寿すこやかプラン」について、来るべき超高齢社会を見据えるとともに、今般の介護保険制度の改正を踏まえて見直したものです。

策定に当たっては、市民アンケート調査、市民説明会やパブリックコメントを通じて市民の皆様から貴重な御意見・御提言をいただくとともに、市会や本市が設置した京都市民長寿すこやかプラン推進協議会において幅広い議論・検討を行いました。

1 プランの概要

(1) 特徴

「予防重視型システムへの転換」、「施設給付の見直し」、「新たなサービス体系の確立」などを大きな柱とする介護保険制度改正や超高齢社会の到来を踏まえ、

- ・ 地域における高齢者保健福祉サービス全般にわたる供給体制づくり
- ・ 施設整備、介護サービス、介護予防事業等の目標量、見込み量等を定めています。

(2) 基本理念、政策目標及び重点課題

ア 基本理念

「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」

イ 政策目標

一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち
健やかな生活を送ることができるまち
地域で安心して自立した生活を続けられるまち
高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち

ウ 重点課題

重点課題の下に、165項目の施策・事業を掲載しています。(別紙参照)

(3) 計画期間

平成18年度から20年度までの3年間です。

(4) 主なサービスの整備等目標量

平成20年度及び26年度における主なサービスの整備等目標量は次のとおりです。

サービス種類	18年度	20年度	26年度
介護老人福祉施設	4,223人	4,470人	5,340人
介護老人保健施設	3,204人	3,404人	3,764人
介護療養型医療施設	3,124人	3,124人	3,124人
認知症対応型共同生活介護	481人	598人	904人
介護専用型特定施設	0人	154人	620人
ケアハウス	577人	670人	1,000人

各年度末の定員数

介護老人保健施設は、短期入所枠を含まない。

(5) 主な介護サービスの見込み量

65歳以上の第1号被保険者の保険料算定の基礎となる主な介護サービスの平成20年度における見込み量は次のとおりです。

【標準的居宅サービス等】

サービス種類		17年度	20年度		
				予防給付	介護給付
訪問介護	回/週	76,387	87,758	27,993	59,765
訪問看護	回/週	5,241	6,101	812	5,289
通所介護	回/週	19,420	19,700	5,104	14,596
通所リハビリテーション	回/週	8,480	9,531	2,284	7,247
短期入所生活介護	日/月	18,290	21,904	1,588	20,316
短期入所療養介護	日/月	7,700	8,168	660	7,508
居宅介護支援・介護予防支援	人/月	33,301	39,479	15,114	24,365

平成17年度分は、平成17年10月時点

介護予防支援は、平成18年度から実施

【標準的地域密着型サービス】(平成18年度から開始)

サービス種類		20年度		
			予防給付	介護給付
夜間対応型訪問介護	人/月	833	-	833
認知症対応型通所介護	人/月	592	227	365
小規模多機能型居宅介護	人/月	632	242	390

(6) 地域支援事業(介護予防事業)の見込み量

地域支援事業のうち、介護予防事業(介護予防特定高齢者施策)は、要支援・要介護になるおそれのある方(平成20年度において高齢者人口の5%程度)を対象とし、国の指針に基づき、平成20年度において対象者の20%の方が要支援・要介護へ移行しないことを目標として実施します。

	18年度	19年度	20年度
対象者数	5,975人	12,995人	17,835人
効果の目標数	717人	2,079人	3,567人

<参考>

平成18年4月からの第1号被保険者の介護保険料については、市会での議決を経て、次のとおり決めました。

なお、今回の制度改正により、保険料段階区分の多段階化が可能とされたことから、被保険者の負担能力に応じて、よりきめ細かな段階及び保険料率の設定を行っています。

【第1号被保険者の保険料(平成18年度～20年度)】(京都市介護保険条例による。)

所得段階区分			保険料率	月額保険料	
第1段階	本人が生活保護を受給している場合 本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		基準額×0.5	2,380円	
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、[(前年の合計所得金額+課税年金収入額)80万円/年]を満たす者		基準額×0.5	2,380円	
第3段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、第2段階以外の者		基準額×0.75	3,570円	
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税課税者がいる場合		基準額	4,760円	
第5段階	本人が市民税課税者の場合	前年の合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	5,236円
第6段階			200万円未満	基準額×1.25	5,950円
第7段階			400万円未満	基準額×1.5	7,140円
第8段階			700万円未満	基準額×1.75	8,330円
第9段階			700万円以上	基準額×2.0	9,520円

2 冊子の配布

本冊及び概要版を次のとおり作成し、平成18年4月11日(火)から希望される市民の皆様へ無料配布します。

(1) 規格・発行部数

ア 本冊

A4版 218ページ, 5,000部

イ 概要版

A4版 28ページ, 20,000部

(2) 配布場所

市役所案内所、保健福祉局長寿福祉課・介護保険課、各区役所・支所福祉部福祉介護課・支援(保護)課、各保健所・支所、地域包括支援センターなど

なお、長寿福祉課のホームページで、平成18年4月11日からプランの内容を閲覧・ダウンロードできます。

(<http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/chojubu/chojufukushi/index.html>)

この他、市役所西庁舎1階南側「情報公開コーナー」においても閲覧することができます。

3 その他

明日(3月23日)開催する平成17年度第6回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会で「第3期京都市民長寿すこやかプラン」の策定について報告します。

重点課題ごとの主な施策・事業

重点課題	施策・事業 項目数	主な項目
1 認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援	30 (9)	<ul style="list-style-type: none"> * 施設サービス（特別養護老人ホーム，介護老人保健施設）の整備促進 * 小規模特別養護老人ホームの整備促進〔新規〕 * 個室・ユニットケアの推進〔新規〕 * ケアハウスの介護機能の強化〔新規〕 * 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施〔新規〕 * 高齢者虐待の防止〔新規〕
2 総合的な介護予防の推進(予防重視型システムへの転換)	33 (24)	<ul style="list-style-type: none"> * 地域包括支援センターの設置と関係機関との連携〔新規〕 * 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供〔新規〕 * いきいき筋力トレーニング教室の実施〔新規〕 * 訪問型介護予防事業の実施〔新規〕 * 介護予防手帳の交付〔新規〕 * 新予防給付の提供〔新規〕
3 健康増進・生きがいづくりの推進	25 (2)	<ul style="list-style-type: none"> * 「京都市民健康づくりプラン」の推進 * 健康増進センターの機能の充実 * 老人クラブ活動の活性化 * 新しい生きがいづくり支援策の調査・研究〔新規〕 * はつらつ高齢者まちづくり支援事業の創設〔新規〕
4 地域における総合的・継続的な支援体制の整備	22 (9)	<ul style="list-style-type: none"> * 日常生活圏域の再編〔新規〕 * 地域密着型サービスの基盤整備〔新規〕 * 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催〔新規〕 * 地域包括支援センターにおける相談機能の強化〔新規〕 * 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施〔新規〕
5 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	16 (3)	<ul style="list-style-type: none"> * 介護サービス従事者に対する各種研修の実施 * 地域密着型サービス事業者に対する事業者指定，指導監督の実施〔新規〕 * 介護予防支援事業者に対する事業者指定，指導監督の実施〔新規〕 * 介護サービス等事業者に対する調査，指導の強化〔新規〕 * 介護サービス等事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応
6 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	39 (2)	<ul style="list-style-type: none"> * 複合的福祉施設「北山ふれあいセンター」の整備 * 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実 * 高齢者の居住福祉に関する調査・研究〔新規〕 * ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり * 災害ボランティアセンターの設置〔新規〕
合計	165 (49)	()は新規項目数

第3期 京都市民長寿すこやかプラン

京都市高齢者保健福祉計画

京都市介護保険事業計画

(平成18年度～20年度)

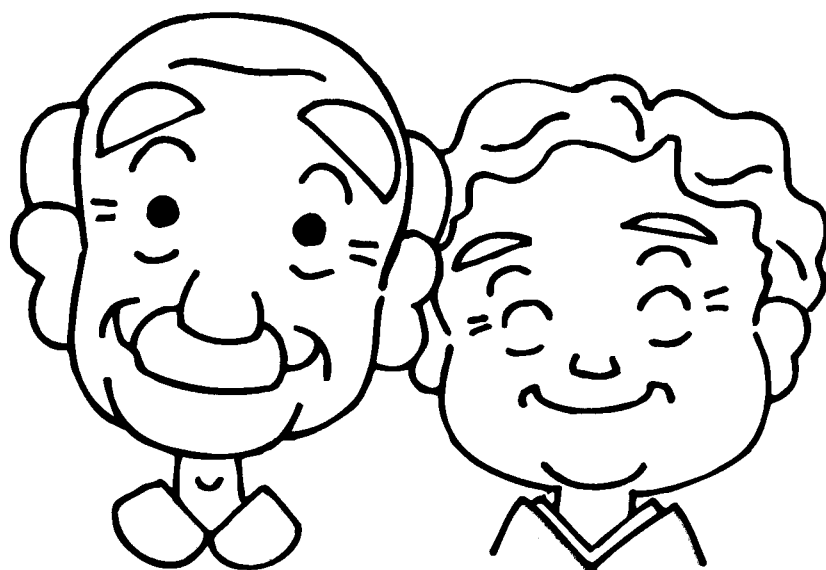
概要版



京 都 市

目次

● 第1章	プランの見直しに当たって	1
● 第2章	第2期プランの取組状況	4
● 第3章	高齢者の現況及び「平成26年度の高齢者の姿」と 今後の重点課題	7
● 第4章	重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施	12
● 第5章	介護サービス量及び事業費の見込み	18
● 第6章	地域支援事業の量及び事業費の見込み	22
● 第7章	プランの着実な推進に向けて	24



第1章 プランの見直しに当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法及び老人保健法に基づき、地域における高齢者保健福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模、介護保険を円滑に運営するための事業等について定めるものです。

本市では、両計画における施策や事業を連携して実施し、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的に策定し、計画の総称を「京都市民長寿すこやかプラン」としています。この度、介護保険法施行後5年目の制度見直しを踏まえ、平成15年3月に策定した「第2期京都市民長寿すこやかプラン」を見直し、「第3期京都市民長寿すこやかプラン」を策定しました。

プランの位置付け

都市理念(都市の理想像)

世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て1978(昭和53)年10月15日宣言



(市政の基本方針)

京都市基本構想

21世紀の京都まちづくりの方針を理念的に示す長期構想

【2001～2025年】

地方自治法第2条に基づき市会の議決を得て1999年(平成11)年12月17日策定

京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す計画

【2001～2010年】

2001(平成13)年1月10日策定



各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を活かした魅力ある地域づくりの指針となる計画

【2001～2010年】

2001(平成13)年1月10日策定



京都市民長寿すこやかプラン

(京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画)

2 計画期間

計画期間は、平成18年度から20年度までの3年間です。

「戦後のベビーブーム世代」全体が65歳以上になる平成26年度（第5期介護保険事業プランの最終年度）の高齢者介護の姿を念頭に置き、長期的な視点から目標を立てたうえで、そこに至る中間的な位置付けとして第3期プランを策定しました。

3 基本理念及び政策目標

プランの基本理念と政策目標を次のとおり定め、その実現に向けて施策を推進します。



一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち

長期にわたる高齢期において、どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう支援します

健やかな生活を送ることができるまち

健やかで充実した生涯を送れるよう、世代や心身の状況に応じた健康づくり、介護予防を推進します

地域で安心して自立した生活を続けられるまち

一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります

高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち

高齢者が社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、社会参加活動を推進するとともに、市民と行政の揺るぎないパートナーシップの下、すべての世代が認め合い、支え合える心豊かな福祉社会の創造に挑戦します

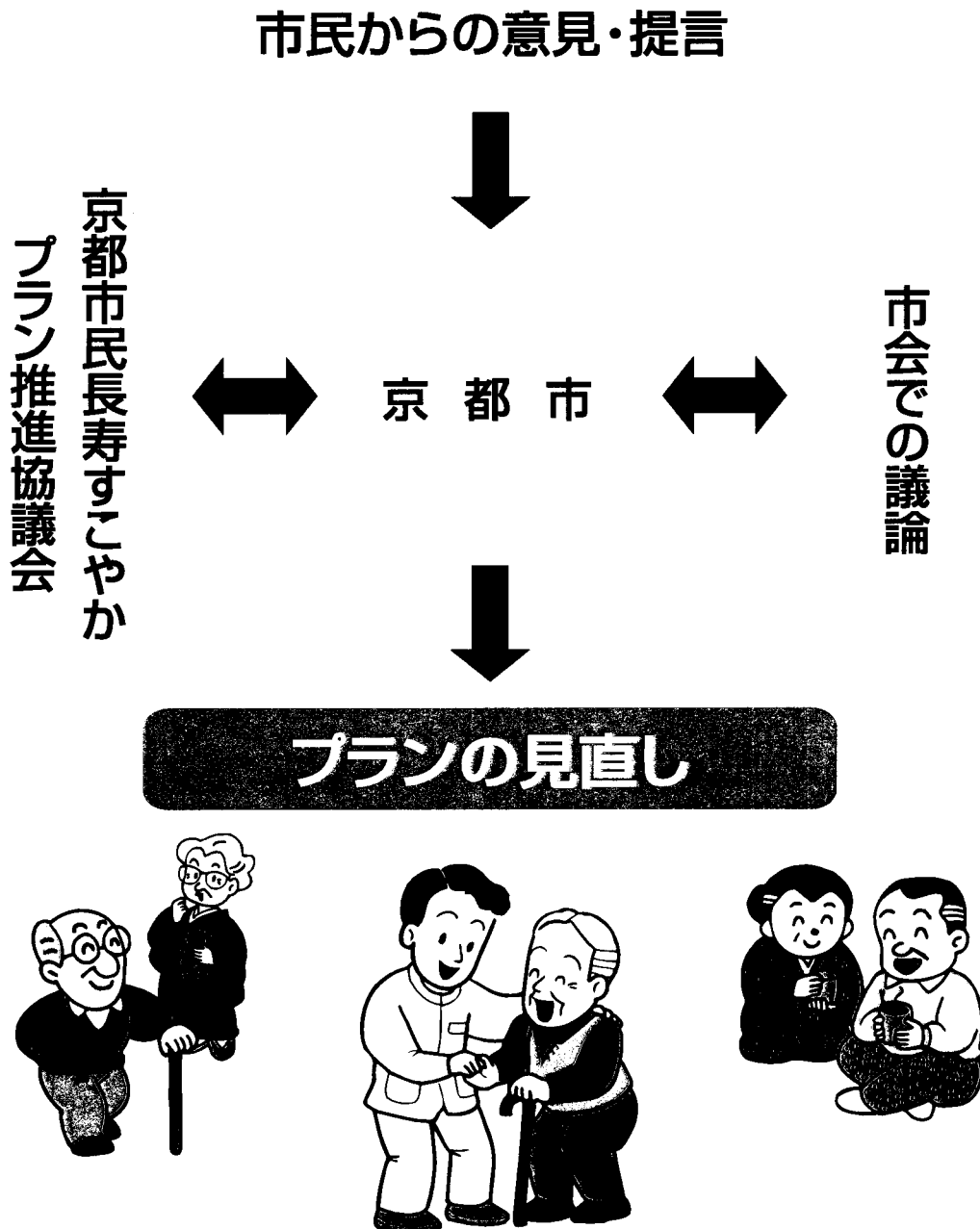
4 プランの見直しの方法

プランの見直しに当たっては、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」において、6名の市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による幅広い協議を行いました。

平成16年12月には、1万人を超える市民を対象としたアンケート調査を実施し、見直しのための基礎資料として活用しました。

また、平成17年10月には中間報告を作成し、市民説明会を市内6箇所で開催するとともに、パブリックコメントとして市民の皆様から意見・提言をいただき、プランの見直しに反映しました。

プランの見直しの方法



第2章 第2期プランの取組状況

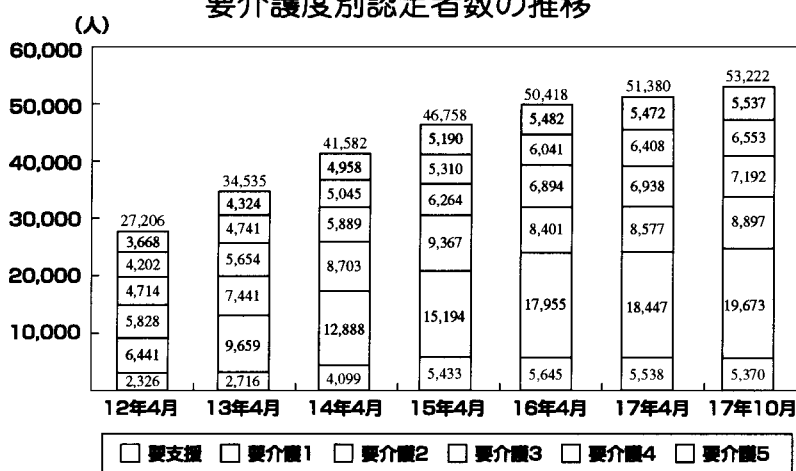
1 介護保険事業の実施状況 —進む「介護の社会化」—

高齢化が進む中、高齢者介護の長期化、介護している家族の高齢化、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加等を背景に、高齢者の介護を社会全体で支えていくため、平成12年4月に介護保険制度が創設されました。

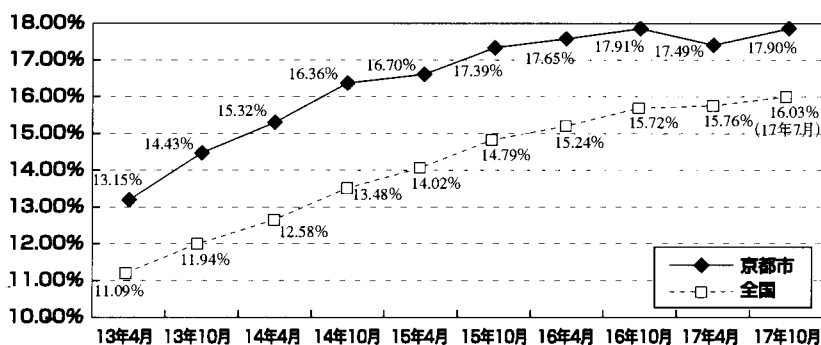
本市では、これまで月に1,200人程度の方が新たに要介護（要支援）認定を申請され、平成17年10月末現在の要介護（要支援）認定者数は53,222人となっています。高齢者人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合（出現率）も伸び続け、平成17年10月末現在で17.90%となっており、全国平均よりも高い状況にあります。

介護保険制度の定着により、これまで介護サービスを利用されていなかった方が新たに利用されるようになり、介護保険制度が目指す「介護の社会化」が進んできたといえます。

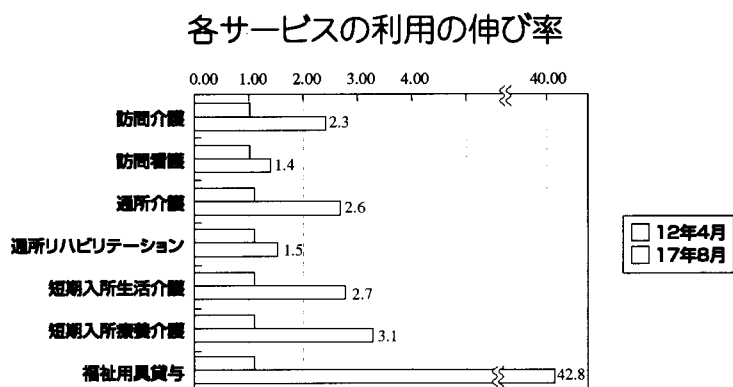
要介護度別認定者数の推移



要介護（要支援）認定者出現率の推移

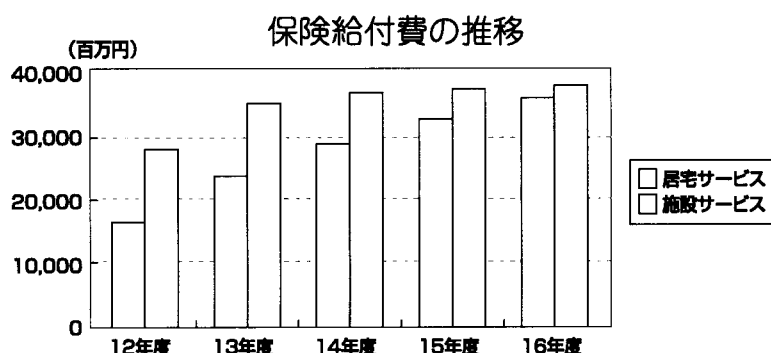


利用者や家族のニーズに合わせて、サービス量も増加しています。介護保険制度の創設時（平成12年4月）と比べると、平成17年8月のサービス量は、訪問介護で2.3倍、通所介護で2.6倍、短期入所生活介護で2.7倍、福祉用具貸与で42.8倍の伸びとなっています。



※伸び率は、平成12年4月の数値を1とした場合

平成12年度の保険給付費は居宅サービス167億円、施設サービス279億円でしたが、平成16年度には居宅サービス357億円、施設サービス379億円と、居宅サービスは2倍を超えています。



本市では、第1期（平成12～14年度）、第2期（平成15～17年度）事業運営期間ともにサービスの利用が計画の見込みを上回ったことから、保険財政は平成13年度から赤字となっており、京都府財政安定化基金等から貸付を受けています。

本市は介護サービス利用者が多いため、第1号被保険者1人当たりの保険給付費が全国的にも高い状況にあります。平成16年度の居宅、施設サービスを合わせた保険給付費は、政令指定都市中、第3位となっています。

政令指定都市間の比較における京都市の状況

1	総人口に占める65歳以上の高齢者の割合		第5位
2	総人口に占める75歳以上の高齢者の割合		第3位
3	65歳以上人口に占める75歳以上の高齢者の割合		第1位
4	ひとり暮らし高齢世帯の割合		第4位
5	高齢者人口に占める要介護認定者の割合		第6位
6	高齢者1人当たりの保険給付費	施設サービス	第1位
		居宅サービス	第4位
		施設及び居宅	第3位

※ 1～3及び5は平成17年3月末現在の第1号被保険者、4は平成12年国勢調査、6は平成16年度決算比較。順位は割合や給付費が高い順。

2 重点課題の取組状況

第2期プランは、10の重点課題の下、207の施策・事業を掲げ、取組を進めてきました。その結果、203の事業に着手し、概ねプランの目標が達成できたものと考えています。

重点課題ごとの新規・充実事業

第2期プランにおける重点課題

主な新規・充実事業

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 要介護高齢者及びその家族の生活支援 | <ul style="list-style-type: none">● 特別養護老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の基盤整備● 特別養護老人ホームの入所指針の策定● 配食サービスや緊急通報システム等の拡充● 個室・ユニットケア施設研修等事業の開始● 小規模多機能施設等調査研究推進事業の実施 |
| 2 認知症高齢者対策の推進 | <ul style="list-style-type: none">● 認知症介護の講座、研究・研修、権利擁護相談事業等の実施● 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業を実施 |
| 3 介護サービスの質的向上 | <ul style="list-style-type: none">● 長寿すこやかセンターでの各種研修事業の実施● 介護相談員派遣事業の介護相談員の増員 |
| 4 介護保険事業の適正かつ円滑な運営 | <ul style="list-style-type: none">● 本市独自の介護保険料減額制度適用基準の拡大● 保険給付の適正化 |
| 5 介護予防の充実 | <ul style="list-style-type: none">● 健康すこやか学級、地域出張型介護予防教室の拡充● 転倒予防教室、高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の開始 |
| 6 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none">● 京都市民健康づくりプランの推進● 子宮がん検診等の対象年齢等の拡大● 歯周疾患予防健診の対象者の拡大 |
| 7 地域ケア体制の構築 | <ul style="list-style-type: none">● 京(みやこ)・地域福祉推進プランの策定● 老人福祉員の増員● 各福祉事務所における基幹型在宅介護支援センターの設置 |
| 8 高齢者が安心できる生活環境づくり | <ul style="list-style-type: none">● 高齢者の生活状況やNPO・ボランティア団体の活動状況等調査● 高齢期における所有不動産の活用に関する研究の実施● 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の制定 |
| 9 高齢者の社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none">● 高齢者の自主的グループへの活動支援や情報提供● 老人クラブ活性化事業の実施 |
| 10 世代間の交流と理解の促進 | <ul style="list-style-type: none">● 高齢社会対策に係る課題の発信・提言 |

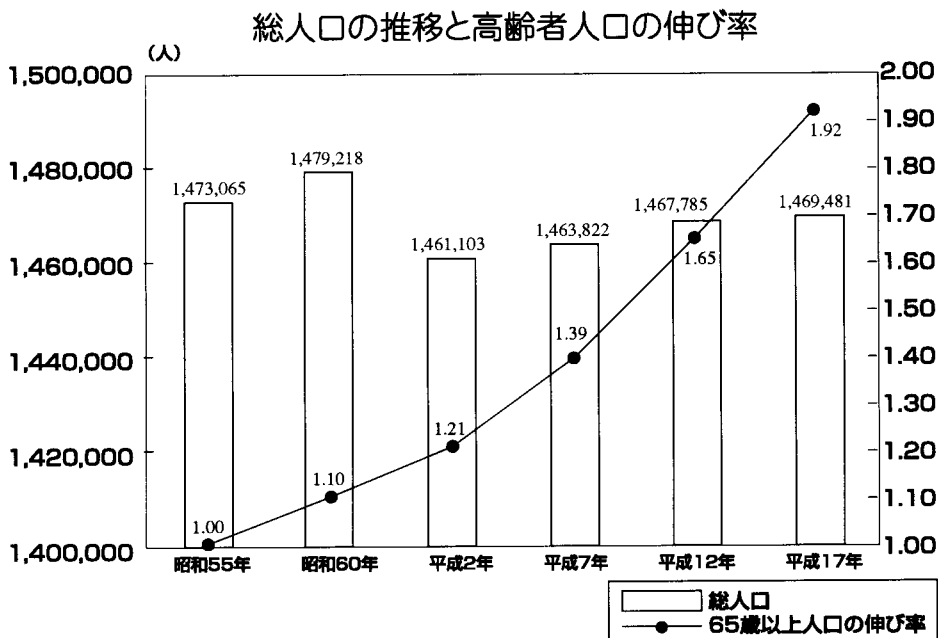
第3章 高齢者の現況及び「平成26年度の高齢者の姿」と今後の重点課題

1 高齢者の現況

(1) 人口構造

本市の人口は、昭和61年をピークに一時減少しましたが、再び増加に転じ、平成17年京都市推計人口（平成17年7月1日現在）では、1,469,481人となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、死亡率の低下や平均寿命の伸長により増加し、平成17年京都市推計人口では294,675人と、昭和55年の1.92倍となっています。

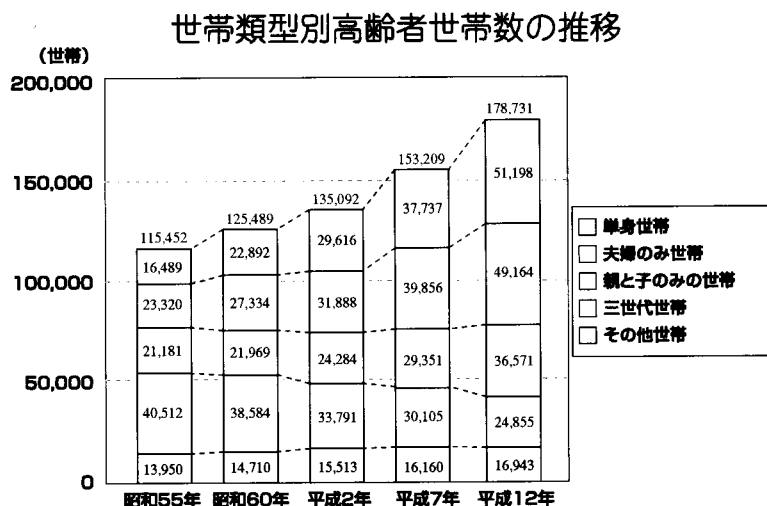


※65歳以上人口の伸び率は、昭和55年の数値を1とした場合

(2) 世帯の状況

高齢者のいる世帯は、増加し続けており、平成12年国勢調査では、178,731世帯となっています。

世帯類型別にみると、単身世帯や夫婦のみ世帯が増加する一方、三世帯世帯は減少傾向にあります。



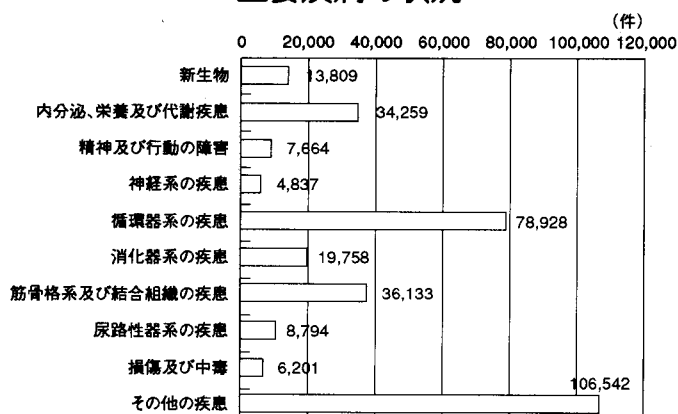
資料：「国勢調査」

(3) 高齢者の健康

主要疾病の内訳では、心疾患や脳血管疾患など「循環器系の疾患」が、総受診件数の4分の1を占めています。

寝たきり状態となる原因は、一般的に、脳血管疾患、骨折、身体を使わない廃用症候群が多いと言われており、生活習慣の改善によって予防していくことが必要です。

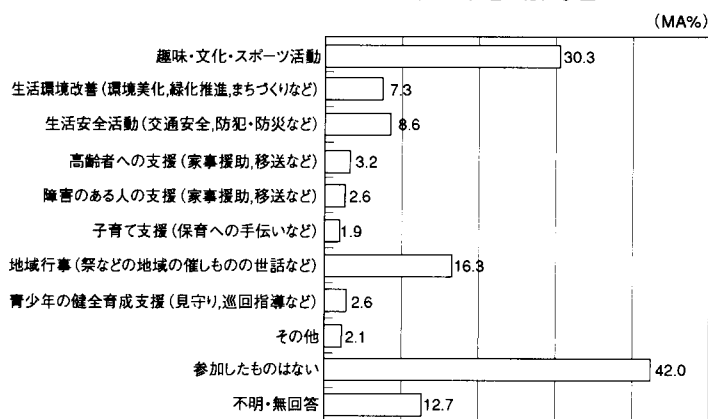
主要疾病の状況



資料:「平成16年度京都市国民健康保険傷病統計」(平成16年6月審査分)

(4) 社会活動の状況

この1年間に参加した社会活動内容



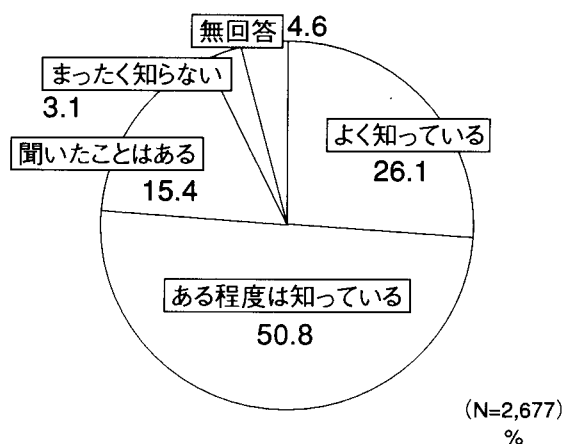
この1年間に参加した社会活動について、「参加したものはなし」の方が約4割となっています。

社会活動を行っている団体の広報や仲間づくりのための支援策を充実させていく必要があります。

資料:「京都市高齢社会対策実態調査」(平成17年度実施)

(5) 介護予防の状況

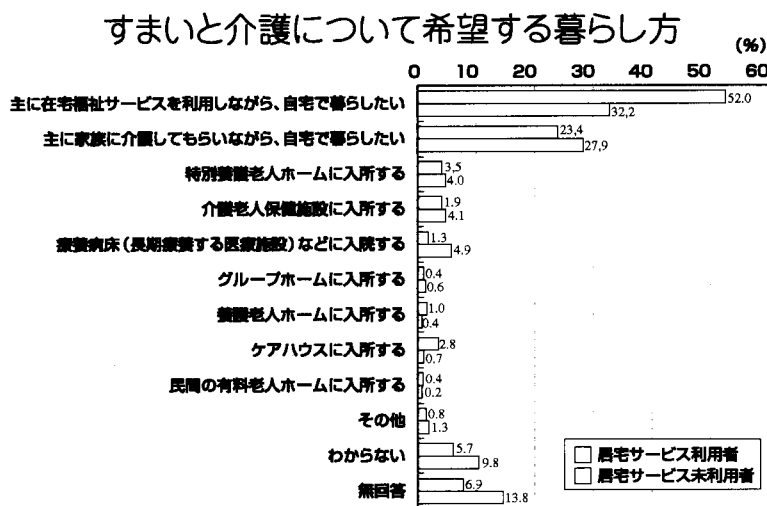
介護予防・老化予防に関する理解



介護予防や老化予防について、「よく知っている」と答えた人は26.1%であり、正しい知識と適切な取組方法の普及を図っていく必要があります。

資料:「高齢者の生活と健康に関する調査」(平成16年度実施)

(6) 介護の状況



今後のすまいと介護については、多くの方が在宅福祉サービスを利用したり、家族に介護してもらいながら自宅で暮らし続けることを希望しています。

資料：「高齢者の生活と健康に関する調査」(平成16年度実施)

2 介護保険制度見直しの概要

(1) 制度見直しの基本的視点と柱

介護保険法附則第2条に基づき、国において、制度の「持続可能性」の確保、「明るく活力ある超高齢社会」の構築、社会保障の総合化の3点を基本的視点として、制度全般について見直しが行われました。

改正内容の6つの柱

- 1 予防重視型システムへの転換**

「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、市町村を責任主体とし、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立する。
- 2 施設給付の見直し**

在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の重複の是正の観点から、介護保険施設に係る給付の在り方を見直す。
- 3 新たなサービス体系の確立**

認知症ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする体系の確立を目指す。
- 4 サービスの質の向上**

サービスの質の向上を図るため、介護サービス情報の公表、事業者規制の見直し等を行う。
- 5 負担の在り方・制度運営の見直し**

低所得者に配慮した介護保険料設定を可能とするとともに、市町村の保険者機能の強化等を図る。
- 6 被保険者・受給者の範囲**

社会保障制度の一体的見直しと併せて検討し、平成21年度を目途として所要の措置が講じられる。

(2) 介護予防事業の再編と地域ケアの推進に向けた新たなサービス体系の確立

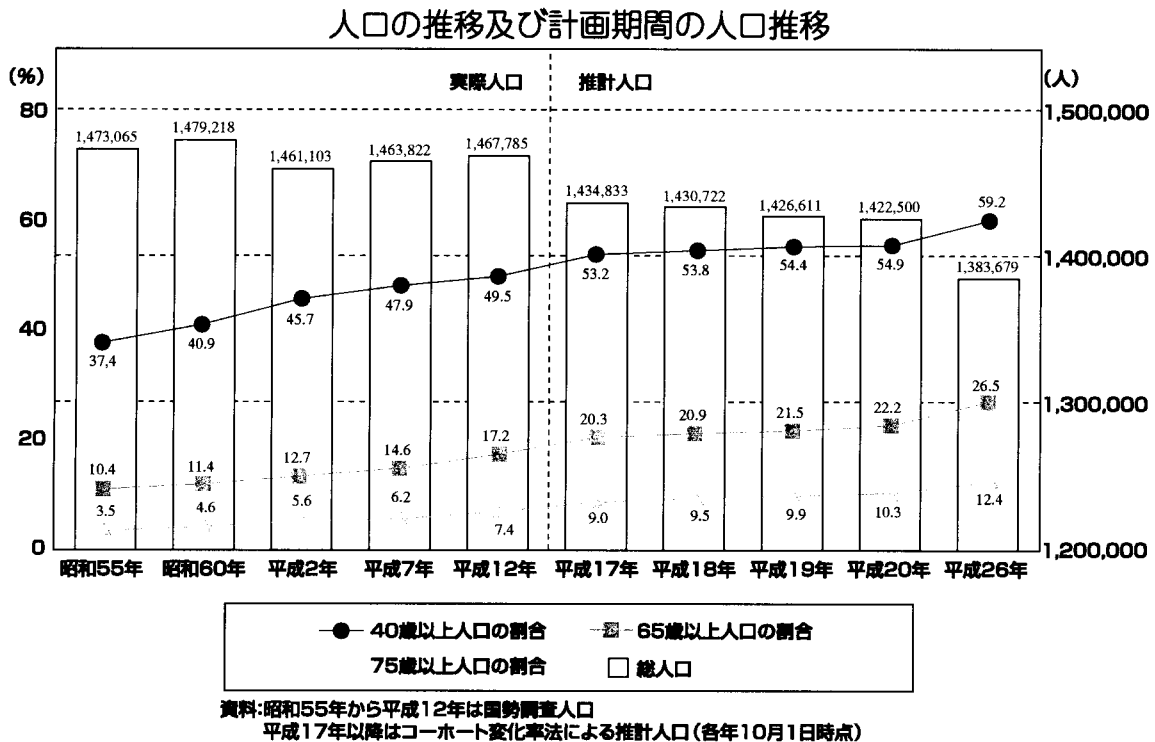
今回の介護保険制度の改正において重点的に取り組む必要があるのは、介護予防事業の再編と地域ケアの推進であり、新たに、新予防給付、地域支援事業、地域包括支援センター及び地域密着型サービスが創設されました。

3 本市における平成26年度の高齢者の姿

平成26年度は超高齢社会の「入口」！（4人に1人は高齢者）

本市における高齢者人口（65歳以上）は、平成19年に30万人を超え、平成26年には36万人を超えると推計されます。

平成26年度の高齢化率は26.5%で4人に1人が高齢者となり、まさに超高齢社会が到来します。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が大幅に増加し、現行制度のままですと、要介護認定者数は現在の約1.5倍になることが予測されます。



■ 求められる介護予防の取組

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図る介護予防の取組を推進することは、介護保険制度の維持のみならず、高齢者一人ひとりの生活・人生を尊重し、自立した生活を送れるよう支援するために、ますます重要となっています。

■ 自助・共助・公助の適切な組合せによる活力ある長寿社会に

今後、高齢者となる「戦後のベビーブーム世代」は、戦後の経済成長の中で多様な価値観を育ててきた世代であり、高齢期においても多様な生活スタイルを開拓し、様々な形で社会参加をしていくことが期待されます。

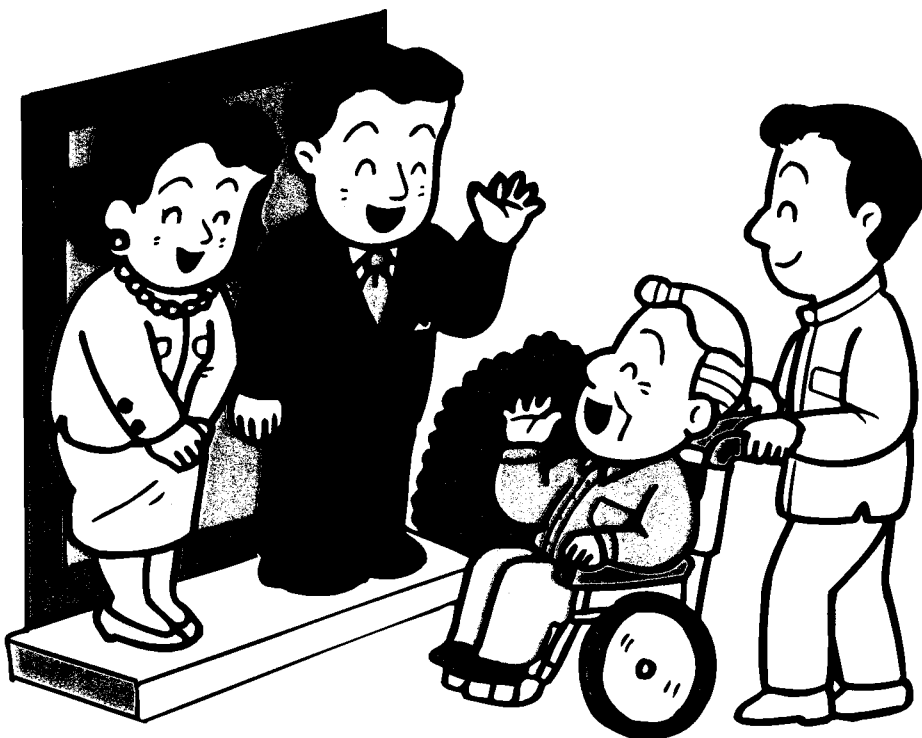
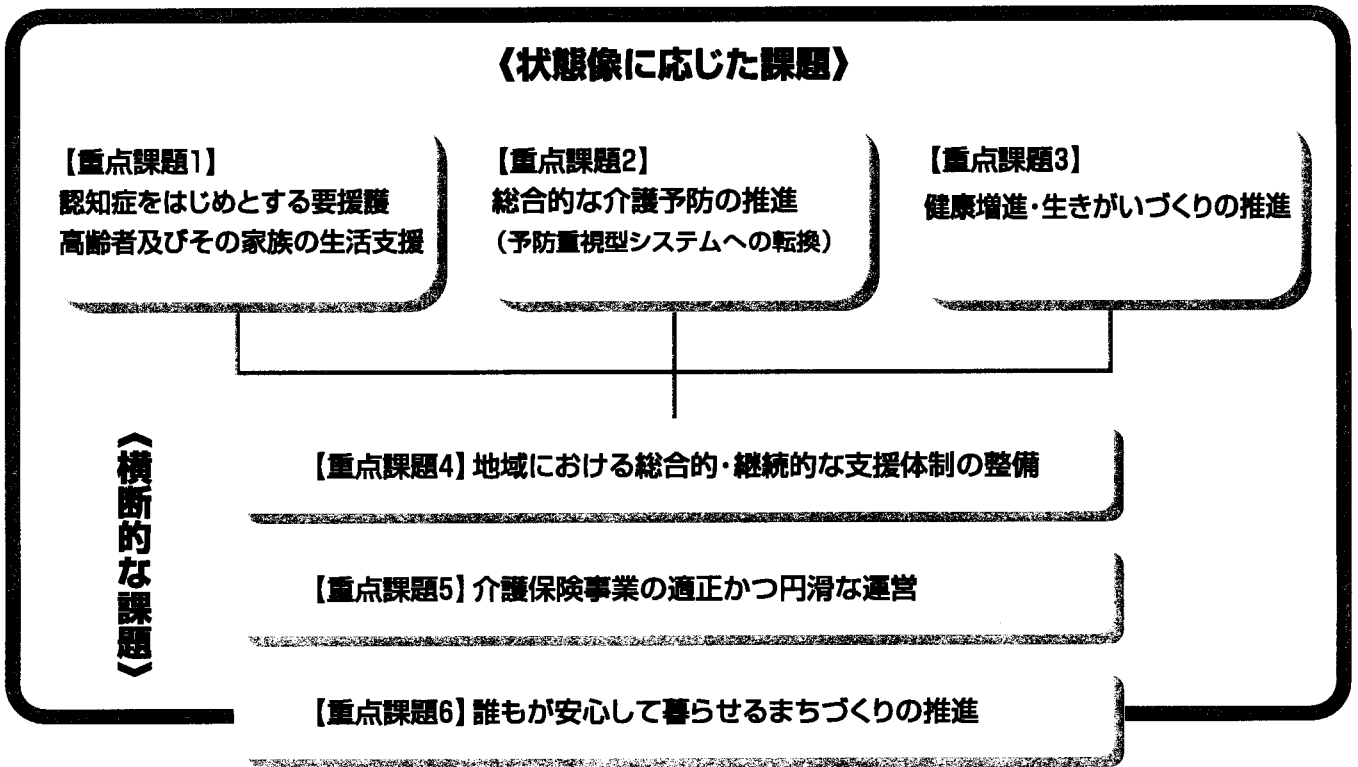
この世代が長寿社会で支えられる存在だけでなく、どれだけ支え手になるかによって、長寿社会の様子が大きく左右されることとなります。高齢者自身の取組（自助）、人々の支え合い（共助）、本市の取組等（公助）を適切に組み合わせ、活力ある長寿社会を構築していく必要があります。

4 今後の重点課題

第2期プランの取組状況や高齢者の現況、介護保険制度改正の趣旨等を踏まえ、第3期プランの重点課題を次のとおり設定します。

重点課題は、高齢者の状態像に応じた3つの柱（重点課題1～3）と、横断的な性格を持つ3つの柱（重点課題4～6）から成っています。

■ 6つの重点課題



第4章 重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施

重点課題1 認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、地域の特性を踏まえて、ニーズに対応した介護サービスを確保するとともに、在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護保険以外のサービスについても引き続き充実に努めます。

主な施策・事業

1 介護サービスの充実

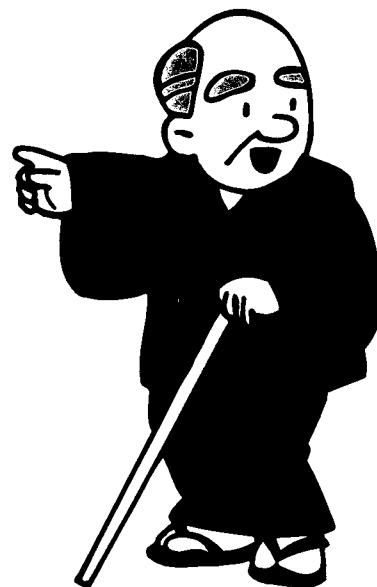
- *施設サービス(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設)の整備促進
- *小規模特別養護老人ホームの整備促進〔新規〕
- *個室・ユニットケアの推進〔新規〕
- *特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組〔新規〕
- *居宅サービスの整備促進
- *地域密着型サービスとの連携〔新規〕

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

- *養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(A型)の見直しに伴う円滑な移行支援〔新規〕
- *ケアハウスの介護機能の強化〔新規〕
- *生活支援サービスの提供
- *緊急時に対応するサービスの充実
- *家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援
- *家族への看護・介護方法の普及
- *家族の健康管理支援

3 認知症高齢者対策の推進

- *認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施〔新規〕
- *認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発
- *認知症高齢者に係る医療体制の充実〔新規〕
- *徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり
- *地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援
- *高齢者虐待の防止〔新規〕



重点課題2 総合的な介護予防の推進 (予防重視型システムへの転換)

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントの体制づくりと、市民の主体的な介護予防を総合的に推進していきます。

主な施策・事業

1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制の構築

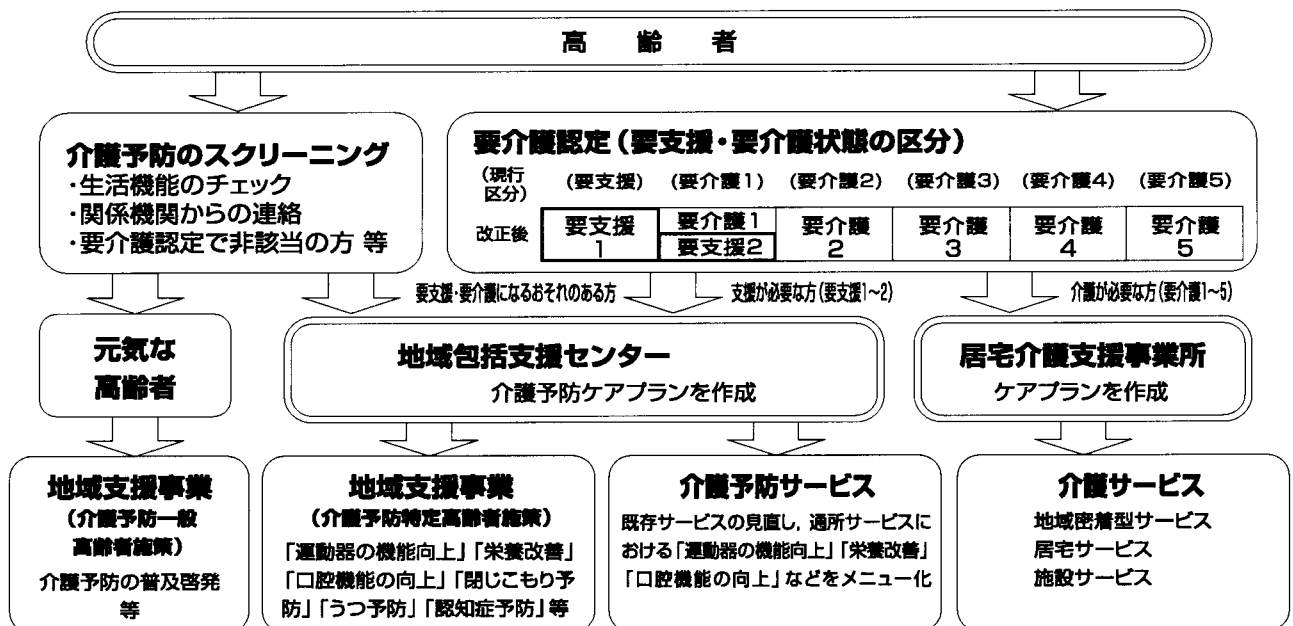
- * 地域包括支援センターの設置と関係機関との連携〔新規〕
- * 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組〔新規〕
- * 介護予防サービス事業者における自立支援のための取組〔新規〕

2 地域支援事業による介護予防サービスの提供

- * 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供〔新規〕
- * いきいき筋力トレーニング教室の実施〔新規〕
- * 訪問型介護予防事業の実施〔新規〕
- * 介護予防手帳の交付〔新規〕
- * 介護予防評価事業による効果的な事業内容等の検証〔新規〕

3 新予防給付による介護予防サービスの提供

- * 新予防給付の利用者等への周知〔新規〕
- * 新予防給付の提供〔新規〕



重点課題3 健康増進・生きがいつくりの推進

市民が、家庭や地域において、心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、高齢者が知識や経験等を活かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくり、情報提供の充実に取り組んでいきます。

主な施策・事業

1 主体的な健康づくりの推進

- *保健所・支所での生活習慣病等を予防する施策の充実
- *栄養改善施策の実施
- *歯の健康づくり施策の実施
- *こころの健康づくり施策の実施
- *「京都市民健康づくりプラン」の推進
- *健康増進センターの機能の充実
- *地域での自主的活動の支援

2 多様な生きがいつくりの推進

- *社会参加促進に向けた啓発・支援
- *老人クラブ活動の活性化
- *身近な地域での活動の場の提供
- *生涯学習の場の提供
- *シルバー人材センターへの支援
- *新しい生きがいつくりに支援策の調査・研究〔新規〕
- *高齢者のボランティア活動の推進
- *はつらつ高齢者まちづくり支援事業の創設〔新規〕



重点課題4 地域における総合的・継続的な支援体制の整備

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加する中、住み慣れた地域における生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの基盤整備などにより、日常生活圏域(76地域)を基本としたサービス提供体制の整備を図ります。また、地域全体で高齢者を見守り支えるためのネットワークづくりを進めます。

主な施策・事業

1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

- *日常生活圏域の再編〔新規〕
- *地域密着型サービスの基盤整備〔新規〕
- *地域密着型サービス運営委員会の設置〔新規〕
- *地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視〔新規〕
- *地域密着型サービス事業者への指導・助言〔新規〕

2 地域ケア関係機関の連携

- *地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催〔新規〕
- *介護サービス等事業者連絡会の開催
- *保健所運営協議会の運営

3 相談・情報提供体制の充実

- *地域包括支援センターにおける相談機能の強化〔新規〕
- *民生委員・児童委員、老人福祉員による相談活動の推進
- *高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施〔新規〕

4 地域住民による自主的な活動の推進

- *「京(みやこ)・地域福祉推進プラン」の推進
- *社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- *ボランティア活動や市民福祉活動等の推進
- *京都市保健協議会との連携による地域保健活動への支援

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

- *見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- *老人福祉員活動の充実

重点課題5 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ります。

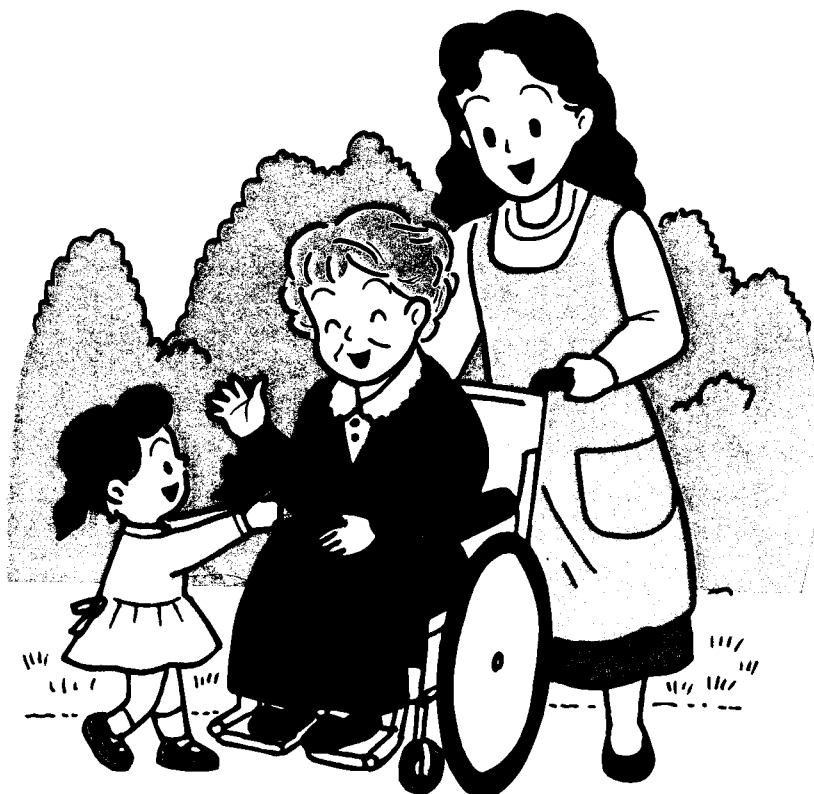
主な施策・事業

1 介護サービスの質的向上

- *介護サービス従事者に対する各種研修の実施
- *ガイドブック等の作成，配布等
- *苦情・相談への的確な対応
- *介護相談員の派遣

2 介護保険給付の適正化

- *地域密着型サービス事業者に対する事業者指定，指導監督の実施〔新規〕
- *介護予防支援事業者に対する事業者指定，指導監督の実施〔新規〕
- *適正な認定調査の実施
- *適正な要介護（要支援）認定の実施
- *ケアマネジャーへの支援
- *介護サービス等事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応
- *保険料の確実な徴収
- *低所得者に対する支援



重点課題6 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいきます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、ハード・ソフトの両面からの環境づくりに取り組みます。

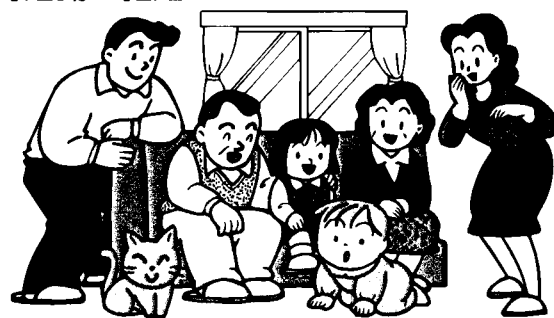
主な施策・事業

1 世代間の交流と理解の促進

- * イベント等での市民への啓発
- * 高齢者福祉施設と学校・児童福祉施設の交流
- * 複合的福祉施設「北山ふれあいセンター」の整備
- * 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備
- * 敬老記念品贈呈事業の実施
- * 学校におけるボランティア体験活動の推進
- * 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実
- * 人権文化の構築
- * 新しい高齢者像の啓発

2 高齢者が安心できる生活環境づくり

- * すまいに関する情報提供・相談体制の充実
- * 高齢者向けのすまいの供給
- * 高齢者の居住福祉に関する調査・研究〔新規〕
- * ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり
- * 公共建築物のバリアフリー化や駅等の交通バリアフリー化の推進
- * 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進
- * 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進
- * 災害ボランティアセンターの設置〔新規〕
- * 家具転倒防止器具の設置促進
- * 住宅用火災警報器の設置促進
- * 高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教育活動の推進
- * 消費者問題に関する啓発・教育
- * 消費者被害等の迅速な情報提供



第5章 介護サービス量及び事業費の見込み

1 要介護（要支援）認定者数の見込み

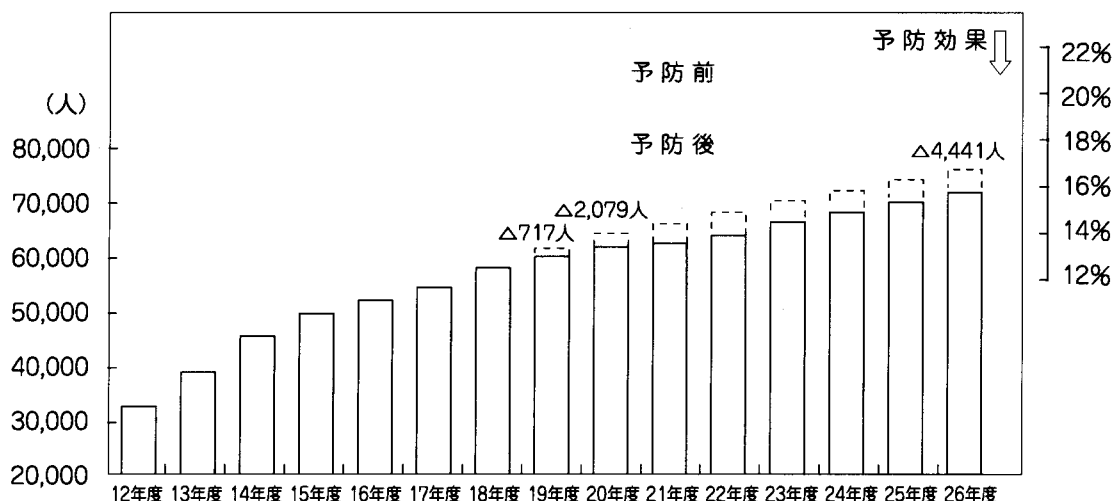
国の指針に基づき、地域支援事業及び新予防給付の実施による予防効果を見込んだ結果、平成20年度における要介護（要支援）認定者数は、介護予防の取組を行わなかった場合に比べ約2,100人減少し、約6万2千人（出現率19.29%）となる見込みです。

介護予防の実施を踏まえた要介護（要支援）認定者数の見込み

(人)

	18年度	19年度	20年度	26年度
	298,763	306,942	315,121	366,075
要介護(要支援)認定者数	56,375	58,857	60,787	70,743
出現率	18.87%	19.18%	19.29%	19.32%
第2号被保険者数(40~64歳)	470,813	468,664	466,515	453,479
要介護(要支援)認定者数	1,359	1,353	1,352	1,146
要介護(要支援)認定者数 計	57,734	60,210	62,139	71,889
介護予防の取組の効果による 要介護(要支援)認定者数の減	—	△717	△2,079	△4,441

要介護（要支援）設定者数及び出現率の見込み



2 介護サービス量の見込み

平成26年度における介護保険施設及び介護専用型居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び要介護者等のみ入居可能な有料老人ホーム等）の利用者数については、国の指針に基づき、要介護2以上の要介護認定者の37%として推計しました。

居宅サービスについては、これまでのサービス利用状況、市民のニーズ等をもとに、平成18~20年度の利用量を見込みました。

施設・居住系サービス

(人)

	18年度	19年度	20年度	26年度
介護保険施設及び介護専用型 居住系サービス利用者数 (要介護2以上に占める割合)	10,811 (35.67%)	11,212 (37.09%)	11,632 (37.40%)	13,590 (37.00%)
介護老人福祉施設	4,349	4,549	4,749	5,674
介護老人保健施設	3,163	3,252	3,360	3,716
介護療養型医療施設	2,690	2,690	2,690	2,690
認知症対応型共同生活介護	609	644	679	890
介護専用型特定施設	0	77	154	620
混合型特定施設	393	455	517	889

居宅サービス

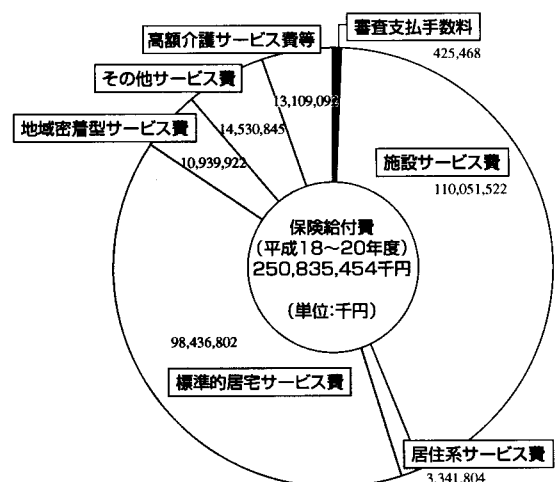
標準的居宅サービス(平成20年度)		人/月	予防給付	介護給付	計
			訪問介護	9,601	12,307
訪問入浴介護	人/月	12	916	928	
訪問看護	人/月	782	4,100	4,882	
訪問リハビリテーション	人/月	64	294	358	
通所介護	人/月	3,575	8,579	12,154	
通所リハビリテーション	人/月	1,543	4,276	5,819	
短期入所生活介護	人/月	251	2,343	2,594	
短期入所療養介護	人/月	101	947	1,048	
居宅療養管理指導	人/月	807	3,863	4,670	
福祉用具貸与	人/月	5,584	13,707	19,291	
(平成20年度) 標準的 地域 密着型サービス	夜間対応型訪問介護	人/月	-	833	833
	認知症対応型通所介護	人/月	227	365	592
	小規模多機能型居宅介護	人/月	242	390	632
(平成20年度) その他の 居宅サービス	居宅介護支援・介護予防支援	人/月	15,114	24,365	39,479
	特定福祉用具販売	人/月	246	396	642
	住宅改修	人/月	72	412	484

3 介護保険給付費の見込み

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる平成18年度から20年度までの保険給付費は、およそ2,509億円となります。

また、本市では第1期及び第2期の事業運営期間ともに保険財政に赤字が生じたため、第1号被保険者の保険料の不足分を京都府財政安定化基金等から借り入れており、その返還に要する費用を第3期保険料に上乗せすることになります。

保険給付費の見込み

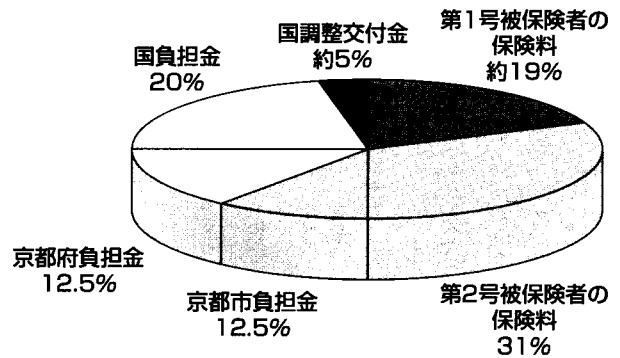


■ 第1号被保険者の保険料

介護保険制度は、国、地方自治体、国民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、介護保険給付費のうち、約19%＊が第1号被保険者の負担となります。

＊第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なりますが、標準的な市町村では19%となります。

保険給付費の負担割合



今回の制度見直しにより、保険料段階区分の多段階化が可能とされたことから、被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細かな段階及び保険料率の設定を行います。

所得段階区分			保険料率	月額保険料	
第1段階	○本人が生活保護を受給している場合 ○本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		基準額×0.5	2,380円	
第2段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、〔(前年の合計所得金額+課税年金収入額) ≤ 80万円/年〕を満たす者		基準額×0.5	2,380円	
第3段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、第2段階以外の者		基準額×0.75	3,570円	
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税課税者がいる場合		基準額	4,760円	
第5段階	○本人が市民税課税者の場合	前年の合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	5,236円
第6段階			200万円未満	基準額×1.25	5,950円
第7段階			400万円未満	基準額×1.5	7,140円
第8段階			700万円未満	基準額×1.75	8,330円
第9段階			700万円以上	基準額×2.0	9,520円

4,990円			
介護予防により △40円 施設給付の見直しにより △190円	介護給付に要する費用 (4,450円)	地域支援事業費 (120円)	財政安定化基金等償還金 (190円)
4,760円			

4 介護サービスの供給確保のための方策

本市では、介護保険制度施行後、民間事業者等の新規参入や既存のサービス事業者による事業の拡大等により、介護サービス量が大幅に拡充しました。

今後、高齢者が身近な場所で、質の高い介護サービスを利用することにより、住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう、次の点に留意して、サービスの供給を図ります。

供給確保のための指針

- 平成26年度の目標に向けた計画的な基盤整備
- 地域バランスに留意した地域密着型サービスの整備と地域との連携の仕組みの構築
- 多様なすまいの選択肢の確保という観点及び施設の特性や地域性に留意した施設・居住系サービスの整備
- 効果的な介護予防サービスを提供できる事業者の確保

供給確保のための視点

- 人材の育成
介護サービス従事者に対する各種研修を実施するとともに、関係機関と連携し働きやすい環境整備に努めます。
- 施設整備の促進
ハード面での整備が必要なサービスについては、プランに基づき、地域的なバランスに配慮した整備を促進します。
- 参入促進のための情報提供
要介護認定やサービスの利用状況、地域ごとのサービス事業所情報等について、積極的に情報提供を行います。

身近な場所でのサービス提供
日常生活圏域を踏まえ、地域的なバランスに配慮してサービスの供給を図ります。

介護保険施設等の整備等目標数

(人分)

	18年度	19年度	20年度	26年度
介護老人福祉施設	4,223	4,343	4,470	5,340
介護老人保健施設	3,204	3,294	3,404	3,764
介護療養型医療施設	3,124	3,124	3,124	3,124
認知症対応型共同生活介護	481	544	598	904
介護専用型特定施設	0	77	154	620
ケアハウス	577	617	670	1,000

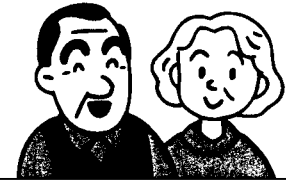
地域密着型サービスの基盤整備

地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホームについては、平成26年度において、日常生活圏域ごとに1箇所設置することを目標として、地域バランスに留意しながら、計画的な整備を行います。

第6章 地域支援事業の量及び事業費の見込み

1 地域支援事業の実施内容

本市における地域支援事業の構成



国による事業分類		本市実施事業	
介護予防事業（必須事業）	特定高齢者施策 介護予防	特定高齢者把握事業	健康相談（生活機能相談）、介護予防訪問指導、成人・妊婦歯科健診相談指導（口腔機能相談）、老人福祉員設置事業、基本健康診査（介護予防健診）
		通所型介護予防事業	地域介護予防推進事業、すこやか生活支援介護予防事業、いきいき筋力トレーニング教室、高齢者低栄養相談、口腔機能向上教室
		訪問型介護予防事業	訪問型介護予防事業
		介護予防評価事業	介護予防評価事業
	一般高齢者施策 介護予防	介護予防普及啓発事業	地域介護予防推進事業、元気高齢者推進事業、介護予防出前教室、介護予防手帳、栄養改善（高齢者栄養教室）、健康教育（介護予防講座）、健康相談（生活機能相談）〔再掲〕、成人・妊婦歯科健診相談指導（口腔機能相談）〔再掲〕
		地域介護予防活動支援事業	健康すこやか学級、高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座、在宅高齢者機能回復訓練事業（すこやか講座）
		介護予防評価事業	介護予防評価事業〔再掲〕
包括的支援事業（必須事業）	介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業・権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業	地域包括支援センター運営事業、地域包括支援センター運営協議会等事業、高齢者虐待防止事業、認知症高齢者等権利擁護事業（長寿すこやかセンター事業）	
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付費適正化事業（住宅改修支給に係る実地調査、介護保険給付費明細通知等）
		家族介護支援事業	家族介護教室
	認知症高齢者見守り事業		徘徊高齢者あんしんサービス事業
	家族介護継続支援事業		家族介護用品給付事業、高齢者介護相談事業、短期入所生活介護緊急利用者援護事業
	その他事業	成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者等権利擁護推進事業
		福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具展示コーナー運営事業
		地域自立生活支援事業	東九条シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣事業、老人福祉員設置事業〔再掲〕、緊急通報システム事業

※本市実施事業は平成18年度による区分。また赤字は地域支援事業としては実施はしないが、事業の趣旨が国の事業分類に該当するもの。

2 地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み

地域支援事業のうち、介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）は、要支援・要介護になるおそれのある方（平成20年度において高齢者人口の5%程度）を対象とし、国の指針に基づき、平成20年度において対象者の20%の方が要支援・要介護へ移行しないことを目標として実施します。また、この目標数の達成状況等を検証するため、年度ごとに、介護予防評価事業を実施します。

	18年度	19年度	20年度
対象者数	5,975人	12,995人	17,835人
効果の目標数	717人	2,079人	3,567人

3 事業費の見込み

本市では、政令で定める上限まで地域支援事業に係る事業費を見込みました。平成18年度から20年度までの事業費は、およそ61億3千万円となります。

(千円)

	18年度	19年度	20年度	合計
介護予防事業	424,602	739,017	1,411,965	2,575,584
包括的支援事業・任意事業	1,170,669	1,180,251	1,203,213	3,554,133
地域支援事業 全体	1,595,271	1,919,268	2,615,178	6,129,717

4 地域支援事業の供給確保のための方策

■ 介護予防事業

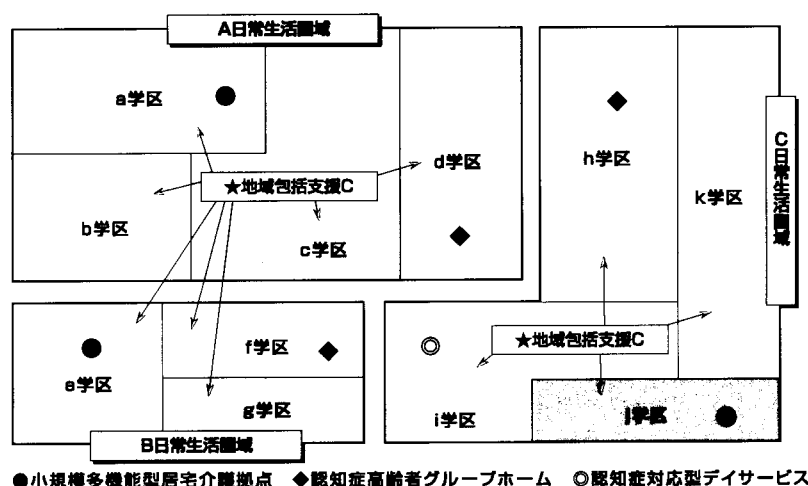
介護予防事業の中心となる各区介護予防推進センター（仮称）等の職員が老人福祉センターなど高齢者が集う身近な場所に出張してサービスを提供するほか、保健所や健康増進センター（ヘルスピア21）、通所サービス事業所等でもサービスを提供します。

介護予防一般高齢者施策については、保健所や各区介護予防推進センター（仮称）等で実施します。

■ 包括的支援事業

地域型在宅介護支援センターからの移行で、地域包括支援センターを60箇所設置し、介護予防事業のケアマネジメント、介護保険以外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、高齢者への虐待の防止や早期発見のための権利擁護事業等を行います。

地域包括支援センター、地域密着型サービスの基盤整備のイメージ

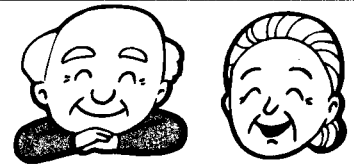


■ 任意事業

これまで実施してきた介護給付費適正化事業、介護する家族への支援事業や日常生活支援事業を継続して行います。

地域支援事業の趣旨に該当しない事業で、国や京都府からの補助が得られない事業については、本市単独事業により継続して取り組みます。

第7章 プランの着実な推進に向けて



市民と共に 創る長寿社会

本プランを着実に推進していくためには、市民・地域社会、サービス事業者・企業、行政がそれぞれの役割を発揮し、主体的に関わることが求められています。本市では、自助・共助・公助の考え方に基づく新しい福祉社会の構築に向けて、平成16年3月に策定した「京(みやこ)・地域福祉推進プラン」との連携を通じて、協働をより確かなものとしていきます。

全庁的な取組による 総合的な施策の推進

長寿社会対策は保健福祉分野だけでなく、あらゆる分野での対策が必要であるため、本市では、これまでから庁内組織である安らぎ先進都市推進会議を中心に連携を図ってきました。今後も全庁を挙げて総合的な施策の推進に取り組みます。

関係機関・関係 団体等との連携

「京都市民長寿すこやかプラン」は、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者、あるいは高齢期に向かう壮年期の方まで幅広く対象とした施策・事業等を掲げていますが、その推進に当たっては関係機関・関係団体等の協力が不可欠です。今後とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

京都府及び他の 市町村との連携

居宅サービス事業が広域的に提供されることや、施設サービス及び居住系サービス等においても近隣市町村との間で入所（入院）者の相互利用があることなどから、京都府や近隣市町村との密接な連携を図ります。

また、大都市共通の課題に対応していくため、他の政令指定都市との連携を図ります。

プランの進捗管理

本市では、「京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要な対策・措置を協議する場として「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しており、引き続き協議を行っていきます。

また、プランの進捗状況について市民や関係者に知っていただくため、ホームページ等により周知を図っていきます。